

③ 補助金等評価シート

No.学5

計画 PLAN	担当部課名	教育委員会 学校教育課		担当課長名	北川 真由美		
	補助金等名	児童生徒芸術文化振興補助金					
	事務事業名	10-1-2-3 町教育推進事業					
	事業期間	昭和62 年～ 年(26 年目)					
	根拠法令等	教育基本法、学校教育法等					
事業の概要	対象	内灘町立小中学校の児童生徒					
	目的	情操教育及び自己表現力の育成に資する目的で演劇鑑賞、オーケストラ鑑賞の一部を補助する					
手段 どのような方法で	補助金付及び金	補助要綱等	内灘町補助金交付事務取扱規則				
		補助・交付先	内灘町学校教育研究会				
	補助金額 補助率 交付金額	補助金額:1,102,521円					
	負担金	規約名称等	児童生徒芸術文化鑑賞の自己負担金				
負担金額 負担割合		300円/人					
構成団体		町立小中学生2,099人					
意 図 対象をどのようにしたいか	児童生徒に音楽や演劇等を鑑賞させることにより、芸術に対する理解を深めるとともに豊かな人間性を育むことを目指す						
取組内容	実績	年度	取組内容と改善点等				
		平成23	小学校高学年:オーケストラアンサンブル金沢 小学校低、中、中学生:演劇鑑賞、小学4年生:21世紀美術館、向小:「夢」先生				
	平成24	中学校:オーケストラアンサンブル金沢 小学生:演劇鑑賞、小学4年生:21世紀美術館、清小5年生:「夢」先生					
	計画	平成25	上記同様				
		平成26	上記同様				
これまでの改善点	個人負担金を、0円から段階的に200円、300円に増額し、受益者意識を持たせた。						
実施 DO	達成目標 指標	指標名	指標の算式	平成24年度		平成25年度	
				目標値	実績値	目標値	
		指標① 参加人数			2099人	2,000人	
		指標② 補助率	町補助金額/事業費総額		63.6%	65.0%	
		指標③					
		指標④					
コスト指標 (経費)	参考	平成23年度	平成24年度	平成24年度 決算内訳			
		当初予算額	1,150,000	1,150,000	収入	町補助金	1,102,521
		補正等額			児童生徒徴収金	629,700	
	決算額	1,145,708	1,102,521	雑収入	9		
	財源内訳	国庫補助金			合計	1,732,230	
		県支出金			支出	観劇公演料	1,250,840
		地方債			バス借上げ	368,550	
		その他特定財源			花束代	12,000	
一般財源		1,145,708	1,102,521	夢先生謝金	100,840		
参考	平成25年度 当初予算額	850,000		事業費総額	1,732,230		

視 点		評 価 項 目	左欄に掲げる評価の視点から、各評価項目で評点を付した理由、どのような問題点を読み取ることができるか
事業の妥当性	A	自治体関与の妥当性	町が実施する理由、他の公共団体、地域の団体等との役割分担は妥当か。
		3妥当である	情操教育の機会の提供を補助する。
		目的の妥当性	当該事業に対する住民ニーズ、総合計画の上位施策を考慮して、目的は妥当なものか。
		3妥当である	豊かな人間性を育むことを目的としており、妥当である。
事業の有効性	A	対象(受給者)の妥当性	対象となっている人(モノ)にズレはないか。対象とする範囲は間違っていないか。
		3妥当である	児童生徒が対象であり、妥当である。
		目標(改善)達成度	成果指標の単年度目標値は達成できたか。成果指標の長期的な目標値は達成できるか。
		2目標どおり	個々の達成度の判断は難しいが概ね達成できている
事業の効率性	B	類似事業の存在	他部局で同種・同類の事業が存在するか。ある場合は事業名を記入する。
		3存在しない	学校教育課固有事務
		上位施策への貢献度	事業の成果は上位施策の目的達成に貢献しているか。
		3高い	学校教育基本方針「豊かな心」を育む教育に貢献している
評 価	B	コスト効率	単位当たりコストの減少や実施手段の適正化、電子化、人員の見直しにより、コスト効率は高いか。
		3高い	各学年の成長に応じた事業計画を提供している。
		負担割合の適正化	コスト全体に占める自治体の負担(補助)割合は適正か。
		2改善の余地がある	保護者と自治体の負担割合は検討の余地がある
改善計画	1次評価	1次評価	内灘町の将来を担う子どもたちが、本物の演技などにふれたり見たりすることは情操教育の一環として非常に大切である。情緒は幼少期に育まれることから、非常に重要な体験であり、今後とも必要な取組である。事業への負担割合については今後も検討する必要がある。
		改善する内容	事務事業のどの部分について、どこが主体となって、どのような取り組みで改善を実施するのか。 町の推進する施策と財政状況のバランスを見極め保護者負担割合を検討
		改善の効果	改善を実施することで、どのような効果が予測できるか。また、改善の実施に伴い、影響が生じる可能性がないか。 経費の削減の可能性はある。
		改善の阻害要因等	改善を実施する上での追加的に必要となる予算や人員、阻害要因はあるか。 保護者への負担増
総合評価	2次評価	次年度優先度	一次評価のとおり。
	B	○	
外部評価	評 点		

学5 外部評価委員会追加質問

①平成20年度～平成22年度

各年開催内容

各年実績

各年負担金

②内灘町学校教育研究会とは

③平成22年度～平成24年度

決算状況

④平成25年度予算減額理由

⑤バス移動による鑑賞方法について

児童生徒芸術文化振興事業補助金に係る外部評価委員会追加質問の回答について

①平成20年度～平成22年度

・各年開催内容、実績:

年度	開催内容	実績
20	小学生:演劇鑑賞 (低学年『あおいとり』、中学年『シンドバッドの大冒険』、高学年『ベニスの商人』) 小学校高学年:音楽鑑賞(石川久美ほか『歌でめぐる世界旅行』)	児童生徒参加 人数:2,262人
21	小学校低・中学年、中学生:演劇(ミュージカル)鑑賞 (小低学年『冒険西遊記』、小中学年・中学生『子象物語』) 小学校4年:金沢21世紀美術館での美術鑑賞 小学校高学年:音楽鑑賞(オーケストラアンサンブル金沢によるコンサート鑑賞) 向粟崎小学校5年生:『夢』先生 (講師:日本サッカー協会 前田治 & 小野寺志保)	児童生徒参加 人数:2,264人
22	小学校低・中学年:演劇鑑賞 (低学年『虫たちのファンタジー』、中学年『あした あさって しあさって』) 小学校高学年:古典芸能教室 小学校4年:金沢21世紀美術館での美術鑑賞 鶴ヶ丘小学校5年生:『夢』先生(講師:日本サッカー協会 秋葉忠宏) 中学生:音楽鑑賞(オーケストラアンサンブル金沢によるコンサート鑑賞)	児童生徒参加 人数:2,226人

・各年負担金:1,150,000円(20～22年度内灘町補助金のいずれも同額)

②内灘町学校教育研究会とは:

内灘町内小中学校に勤務する教職員で構成する任意団体。

研修会、各種委員会・部会事業等を行う。

5小学校と1中学校が、積極的な連携を図り、義務教育の9年間で共通のめざす子ども像「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、生涯にわたって主体的に生きる力を持った子どもの育成をめざす。また、会員相互の親睦と交流を深めるとともに、本町教育の振興を図ることを目的とする。
(内灘町学校教育研究会規約より要約)

③平成22年度～平成24年度決算状況:別添「収支決算書」参照

④平成25年度予算減額理由:

平成24年度まで実施していた小学校低学年の演劇鑑賞を実施しないこととしたため。

実施主体である内灘町学校教育研究会で、教育的見地から、演劇等芸術鑑賞の対象を小学校中学年以上とすることが適切だと判断した。

⑤バス移動による鑑賞方法について:

町内小学校4年生の美術鑑賞(金沢21世紀美術館)のみ、バス移動により鑑賞する。

美術鑑賞は学校ごとに実施日が設定されており、学校ごと必要台数分借上げて移動する。

平成25年度

内灘町学校教育研究会規約

第1条 本会は、内灘町学校教育研究会と称する。

第2条 本会は、内灘町内小中学校に勤務する教職員をもって組織し、事務局を会長所属校におくものとする。

第3条 本会は、5小学校と1中学校が、積極的な連携を図り、義務教育の9年間で共通のめざす子ども像「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、生涯にわたって主体的に生きる力を持った子どもの育成を目指す。また、会員相互の親睦と交流を深めるとともに、本町教育の振興を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 研修会
2. 各種委員会・部会事業
3. その他

第5条 本会は、前条の事業を推進するため、次の委員会及び部会をおく。

1. 学力向上研究委員会
2. 生徒指導委員会
3. 健康安全教育委員会
4. 特別支援教育委員会
5. 情報教育委員会
6. 社会科資料作成部会
7. 体力向上部会
8. 養教部会
9. 事務部会

第6条 本会に、次の役員・監事をおく。

会 長	1名
副会長	5名
幹 事	7名 (うち1名は、庶務・会計幹事)
監 事	2名

第7条 前条の役員・監事の選出は次のとおりとし、任期は1カ年とする。
ただし、再任は妨げない。補充員の任期は前任者の残任期間とする。

1. 会長は、校長の互選とする。
2. 副会長は、校長があたる。
3. 幹事は、教頭があたる。
4. 監事は会員より選出する。

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理するとともに各委員会の委員長を務める。
3. 幹事は部会の部長を務め、会務の企画並びに運営にあたる。
4. 監事は本会の会計監査にあたる。

第9条 役員会は必要に応じ、会長が招集する。
役員会は教育委員会事務局・会長・副会長・幹事で構成する。

第10条 事業の企画・推進のために運営委員会を設けることができる。
運営委員会は会長・幹事・運営委員で構成する。

第11条 必要により会長は委員・部員を委嘱し、委員会・部会を設けることができる。

第12条 本会の決議機関は代議員会とし、組織並びに決議事項については次のとおりとする。

1. 組織の構成について
 - (1) 第6条による役員
 - (2) 各小中学校教諭各1名
 - (3) 町内に勤務する養護教諭、事務職員の代表各1名
2. 決議事項の内容について
 - (1) 役員承認
 - (2) 事業計画並びに会計予算承認
 - (3) 事業報告並びに会計決算承認
 - (4) 規約改正承認
 - (5) その他、必要な事項承認

3. 決議について

代議員に提案される議案は、事前に各学校の職員会議（これに準ずる会議も可）において協議され、意見や修正案があれば代議員会に報告するものとする。なお、決議は代議員会構成員の過半数以上の賛成を必要とする。

また、緊急を要するものについては役員会において協議し、事後において各学校の了承を得るものとする。

第13条 本会の経費は、会費、町補助金及びその他をもってこれにあて、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 本規約施行に必要な細則は、役員会の議を経て会長がこれを定める。

付 則 本規約は、平成 8年 4月 1日より施行する。
本規約は、平成 9年 4月 1日より一部改正し施行する。
本規約は、平成13年 4月26日より一部改正し施行する。
本規約は、平成15年 4月28日より一部改正し施行する。
本規約は、平成18年 4月27日より一部改正し施行する。
本規約は、平成19年 4月27日より一部改正し施行する。
本規約は、平成20年 4月23日より一部改正し施行する。
本規約は、平成21年 4月22日より一部改正し施行する。
本規約は、平成23年 4月19日より一部改正し施行する。
本規約は、平成24年 4月24日より一部改正し施行する。
本規約は、平成25年 4月 1日より一部改正し施行する。

内灘町学校教育研究会細則

第1項 委員会及び部会の組織について

委員会は委員長・運営委員・委員で構成し、部会は部長、運営部員・部員で構成する。

第2項 委員会及び部会のあり方について

委員会・部会は原則年間4回とし、第1回は内灘中学校で一斉に開催する。

第3項 各委員会・部会について

(1) 学力向上研究委員会

- ・学力向上研究委員会は各小中学校の研究主任で構成する。
- ・学力向上のもととなる学習規律、家庭学習等の積極的な小中連携と小学校基礎学力の定着などを旨とする。
- ・研究主任としてのあり方について、協議及び情報交換を行う。

(2) 生徒指導委員会

- ・生徒指導委員会は各小中学校の生徒指導主事で構成する。
- ・生活のきまり・生徒指導上の課題等を共有・共通理解し、積極的な小中連携を図る。
- ・不登校問題についての情報交換及び中学校主導の小中連絡会（中学校入学前後）を開催し、中1ギャップの解消に努める。
- ・携帯電話、パソコン、ゲーム機の使用における情報モラルについて、小中で検討し推進する。

(3) 健康安全教育委員会

- ・健康安全教育委員会は各小中学校の保健主事で構成する。
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」や食育等の積極的な小中連携を図りながら、基本的な生活習慣の向上をめざす。
- ・各小中学校の健康・安全教育の取り組みや保健主事のあり方について、情報交換を行う。

(4) 特別支援教育委員会

- ・特別支援教育委員会は各小中学校の特別支援学級担任で構成する。
- ・交流活動と実践報告を中心に、各小中学校の連携と指導方法の充実を図る。

(5) 情報教育委員会

- ・情報教育委員会は各小中学校の情報教育担当で構成する。
- ・電子黒板及びデジタル教科書等の活用及び指導方法についての研究推進を図る。
- ・各小中学校の情報教育についての情報交換を行い、系統的指導を図る。

(6) 社会科資料作成部会

- ・社会科資料作成部会は各小中学校の3・4年生各1名（西荒屋小学校はどちらか）で構成する。
- ・小3・4年生の社会科の地域資料作成及び活用について検討し、推進する。

(7) 体力向上部会

- ・体力向上部会は各小学校の4年6年の担任各1名で構成する。
- ・体力向上部会は町器械運動交歓会と町サッカー交歓会を主管する。
- ・会場校の向栗崎小もしくは大根布小の教頭が部長となる。

(8) 養教部会

- ・養教部会は各小中学校の養護教諭で構成する。
- ・不登校児童生徒の実態把握及び中1ギャップ解消の一助となるピアサポート活動の取り組み等を行う。

(9) 事務部会

- ・事務部会は各小中学校の事務職員で構成する。
- ・実務研修及び新任、臨任事務職員への支援を行う。

まで

。

と基

連携

前

まで

基

情報

収 支 決 算 書 (22年度)

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	収 入 済 額	増 減 額	付 記
町補助金	1,150,000	1,150,000	0	
児童生徒徴収金	676,500	667,800	△ 8,700	児童300円×1488人=446400円、生徒300円×738人=221400円
合 計	1,826,500	1,817,800	△ 8,700	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	支 出 済 額	増 減 額	付 記
劇団「野ばら」2公演鑑賞教室公演料	1,250,000	800,000	△ 450,000	劇団「野ばら」支払
見学バス代	400,000	393,750	△ 6,250	かほく観光
夢先生講演料	105,000	100,000	△ 5,000	日本サッカー協会
花束、公演者飲料代	20,000	11,277	△ 8,723	飲料代2277円、花束9000円
手数料等	51,500	1,470	△ 50,030	振込手数料1470円
合 計	1,826,500	1,306,497	△ 520,003	

事業全体

収 入 支 出 残 金
 1,817,800 円 - 1,306,497 円 = 511,303 円 (町返還金)

減額理由

当初小学校高学年対象のオーケストラアンサンブル金沢の音楽鑑賞を生涯学習課事業にて予定していたが、当該事業の対象が中学生対象と変更になったため、本補助金にて支出を予定していた中学生対象のオーケストラアンサンブル金沢の鑑賞費約500,000円が支出不要となった。

収支決算書(23年度)

1. 収入の部

科 目	予 算 額	収 入 済 額	増 減 額	付 記
町補助金	1,150,000	1,150,000	0	
児童生徒徴収金	675,000	649,200	△ 25,800	一人300円×2164人
繰り越し金	0	0	0	
雑収入	0	62	62	
合 計	1,825,000	1,799,262	△ 25,738	

2. 支出の部

科 目	予 算 額	支 出 済 額	比 較 増 減	付 記
小学校低学年観劇公演料	390,000	390,000	0	影絵劇団かしの樹
小学校中学年観劇公演料	450,000	450,000	0	劇団ポプラ
中学校観劇公演料	500,000	500,735	735	劇団民話芸術座
見学バス代	360,000	338,500	△ 21,500	
花束代	20,000	15,000	△ 5,000	3000円×5回
夢先生講師謝金	105,000	100,735	△ 4,265	
需用費	0	0	0	ケータリング代等
予備費	0	0	0	会場費(減免申請)
合 計	1,825,000	1,794,970	△ 30,030	

事業全体

$$\begin{array}{rcc}
 1,799,262\text{円} & - & 1,794,970\text{円} = 4,292\text{円} \\
 \text{収入} & & \text{支出} \quad \text{残金} \\
 & & \text{(町返還金)}
 \end{array}$$

収支決算書 (24年度)

1. 収入の部

科目	予算額	収入済額	増減額	付記
町補助金	1,150,000	1,150,000	0	
児童生徒徴収金	612,000	629,700	17,700	一人300円×2099人
繰り越し金	0	0	0	
雑収入	0	9	9	利息
合計	1,762,000	1,779,709	17,709	

2. 支出の部

科目	予算額	支出済額	比較増減	付記
観劇公演料 低学年・中学年・高学年	1,250,000	1,250,840	840	劇団トマト座 (振込手数料込み)
見学バス代	395,000	368,550	△ 26,450	
花束代	12,000	12,000	0	3000円×4回
夢先生講師謝金	105,000	100,840	△ 4,160	日本サッカー協会 (振込手数料込み)
需用費	0	0	0	
予備費	0	0	0	会場費(減免申請)
合計	1,762,000	1,732,230	△ 29,770	

事業全体

$1,779,709\text{円} - 1,732,230\text{円} = 47,479$ (町返還金)
収入 支出 残金

① 事務事業評価シート

計 画 P L A N	担当部課名		生涯学習課		担当課長名	上出 功			
	事務事業名		10・4・1・4 青少年健全育成事業						
	総合 計画	章	2 自分と郷土に誇りをもった人を育むまちづくり						
		節	2 社会教育の充実						
		施策	1 青少年健全育成						
	事業期間		昭和53年～ 年(35年目)						
	根拠法令等		内灘町青少年問題協議会設置条例、内灘町少年補導センター規則						
	事業の概要		対象	青少年育成団体及び青少年					
			目的	・青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議する。 ・少年の非行を防止するとともに、その健全な育成をはかる。					
	手 段 <small>どのような方法で</small>		手段①	会議を開催して					
手段②			関係機関、関係団体等と連絡調整をして						
手段③			街頭パトロールを実施して						
手段④									
手段⑤									
意 図 <small>対象をどのようにしたいか</small>		青少年の健全育成に向けた活動の円滑な取組みの充実を図る。							
取組 内容		年度	取組内容と改善点等						
		実績	平成23	少年補導員会議を学期休み前に開催(4回)した。 毎月第2・4土曜日に各地区街頭補導。第4金曜日交番所と街頭補導。夏祭り特別補導					
			平成24	少年補導員会議を学期休み前に開催(2回)した。 毎月第2・4土曜日に各地区街頭補導。第4金曜日交番所と街頭補導。夏祭り特別補導					
		計画	平成25	少年補導員会議を学期休み前に開催(2回)する。 毎月第2・4土曜日に各地区街頭補導。第4金曜日交番所と街頭補導。夏祭り特別補導					
			平成26	少年補導員会議を学期休み前に開催(2回)する。 毎月第2・4土曜日に各地区街頭補導。第4金曜日交番所と街頭補導。夏祭り特別補導					
これまでの改善点		特になし							
実 施 D O	達成 指標 (目標値)	指標名		指標の算式		平成24年度		平成25年度	
						目標値	実績値	目標値	
		指標①	青少年問題協議会開催			2回	2回	2回	
		指標②	少年補導員会議	学期休み前に開催		2回	2回	2回	
		指標③	街頭補導	毎月第2、4土曜日、第4金曜日		370回	366回	370	
		指標④							
コ ス ト 指 標 (経費)			平成23年度		平成24年度		平成24年度 決算内訳		
	当初予算額		1,704,000		1,809,000		委員報酬 105,000		
	補正等額		-40,000		-49,000		労災保険料 1,693		
	決算額		1,683,405		1,614,969		社会保険料 7,526		
	財 源 内 訳	国庫補助金						賃金 585,960	
		県支出金		100,000		95,000		報償金 635,000	
		地方債						燃料費 123,844	
		その他特定財源						印刷製本費 29,736	
	一般財源		1,583,405		1,519,966		通信運搬費 17,650		
	正規職員人件費		人		人		傷害保険料 99,560		
	嘱託職員人件費		0.3人	780,000	0.3人	780,000	補導員研修会負担金 9,000		
臨時職員人件費		1.0人	(568100)	1.0人	(585,960)				
事業費決算額合計 (人件費込み)		2,463,405		2,394,969					
参 考		平成25年度 当初予算額		1,797,000					

視 点		評 価 項 目	左欄に掲げる評価の視点から、各評価項目で評点を付した理由、どのような問題点を読み取ることができるか
事業の妥当性	A	自治体関与の妥当性	町が実施する理由、他の公共団体、地域の団体等との役割分担は妥当か。
		3 妥当である	行政と住民が一体となり青少年を見守っていく必要があるため、妥当である。
		目的の妥当性	当該事業に対する住民ニーズ、総合計画の上位施策を考慮して、目的は妥当なものか。
		3 妥当である	青少年の健全育成のために妥当である。
事業の有効性	A	対象(受給者)の妥当性	対象となっている人(モノ)にズレはないか。対象とする範囲は間違っていないか。
		3 妥当である	青少年の健全育成のために妥当である。
		目標(改善)達成度	成果指標の単年度目標値は達成できたか。成果指標の長期的な目標値は達成できるか。
		2 目標どおり	街頭パトロールを行い防犯上の抑止力にもなっている。
事業の効率性	B	類似事業の存在	他部局で同種・同類の事業が存在するか。ある場合は事業名を記入する。
		3 存在しない	生涯学習課固有事務である
		上位施策への貢献度	事業の成果は上位施策の目的達成に貢献しているか。
		3 高い	青少年の健全育成に貢献している。
事業の効率性	B	コスト効率	単位当たりコストの減少や実施手段の適正化、電子化、人員の見直しにより、コスト効率は高いか。
		2 普通	事務局職員の人件費及び各地区推薦補導員の報償金が主なものであるのでコスト効率は普通である。
		実施主体の適正化	民間委託、指定管理者の導入は可能か。
		3 適正である	民間委託、指定管理には、そぐわない。
評価	1次評価	青少年の健全育成には欠かせない。健全育成や、地域の防犯意識の向上のため必要である。	
	B		
改善計画	改善する内容	事務事業のどの部分について、どこが主体となって、どのような取り組みで改善を実施するのか。	
	改善の効果	原則として毎月第4金曜日の交番所との夜間街頭補導の時間の変更を検討する。4月～9月21時～、10月～3月20時～	
	改善の阻害要因等	改善を実施することで、どのような効果が予測できるか。また、改善の実施に伴い、影響が生じる可能性がないか。	
総合評価	2次評価	次年度優先度	一次評価のとおり。
	B	○	
外部評価	評点		

評価 CHECK

改善 ACTION

生 6 外部評価委員会追加質問

①取組内容平成 24 年度実績は 3 回か 4 回か?

②達成指標の街頭歩道のカウント方法は? 370 回 366 回

③平成 24 年度補導員会議

開催日時

開催内容

出席者

出席率

報酬支払い方法 報酬 1 人幾らか

④県支出金 シート 100,000 主要な施策の成果 95,000 相違理由

⑤常勤補導員

活動内容

⑥条例の提出

《少年補導センター》

1. 重点目標

- (1) 常勤補導員による日常補導活動(愛の一声運動)の充実
- (2) 常勤補導員による広報補導活動の推進
- (3) 地区少年補導員の特別補導(夏・冬・春休み期間)
- (4) 地区少年補導員と河北郡市少年補導員合同特別巡回の実施(町民夏まつり合同補導)

2. 設置年月日 昭和53年6月1日

3. 所在地及び電話番号 内灘町字大清台140番地 TEL 286-1123

4. 活動区域の状況

- (1) 人口 27,028 人 (平成25年3月31日 現在)
- (2) 14歳～20歳未満の少年の人口 20,106 人 (平成25年3月31日 現在)

5. 少年補導員等

- (1) 常勤補導員 1名
- (2) 少年補導員の数 37名 (各地区2名×17地区、町内学校生徒指導3名)
- (3) 少年補導員の任期 2年(平成25年4月1日～平成27年3月31日)

6. 月別活動状況

(平成24年4月～平成25年3月)

街頭補導											
月	回数(回)				活動補導員延人数(人)				補導件数(件)		
	常勤	その他 (一斉)	夜間 (定例)	計	常勤	その他 (一斉)	夜間 (定例)	計	男	女	計
4	17	13	1	31	20	26	6	52	28	10	38
5	17	14	2	33	20	28	7	55	38	14	52
6	17	11	1	29	17	22	6	45	27	9	36
7	19	15	2	36	22	28	31	81	42	4	46
8	18	14	1	33	21	27	6	54	27	2	29
9	16	10	1	27	18	20	4	42	30	4	34
10	18	13	1	32	18	25	4	47	20	3	23
11	19	11	1	31	23	21	4	48	12	6	18
12	16	13	1	30	16	25	6	47	16	9	25
1	11	13	1	25	11	24	4	39	6	2	8
2	15	10	1	26	15	19	5	39	8	2	10
3	18	14	1	33	21	27	6	54	11	3	14
計	201	151	14	366	222	292	89	603	265	68	333

※ 一斉補導は、毎月第2、第4土曜日を、地区街頭補導日とする。

※ 定例補導は、毎月第4金曜日の夜間に、2地区から4名の補導員、河北郡市補導員、常勤補導員、役場担当職員が内灘交番に集合し、署員と町内一円を巡回する。

7. 平成24年度の活動状況

(1) 補導少年の行為別、学識別 (平成24年4月～平成25年3月)

(単位：人)

月	小学生		中学生		高校生		その他		街頭補導状況(声かけ)										計
									不良行為・交通マナー・その他										
	男	女	男	女	男	女	男	女	飲酒	喫煙	夜遊び	ゲーム場入場	危険な遊び	自転車二人乗り	交通安全 信号ムシ(並走)	不審者(車) 注意喚起	あいさつ・励まし	その他(路上座り)	
4	3	1	2		23	9								8	9			21	38
5	3		8		27	14							2	8	2			40	52
6	2				25	9							4	5	4			23	36
7	9		12		21	4				1				2	7			36	46
8			5		22	2												29	29
9	4				26	4								2	4			28	34
10	4				15	3	1							4	6			13	23
11			2		10	6								10	6			2	18
12	7		5	3	3	6	1							1	1			23	25
1	3				3	2							3					5	8
2					8	2												10	10
3	3				8	3												14	14
計	38	1	34	3	191	64	2	0	0	1	0	0	9	40	39	0	0	244	333

○内灘町青少年問題協議会設置条例

昭和五十八年六月二十八日

条例第十二号

改正 平成一二年一二月一八日条例第五七号

内灘町青少年問題協議会設置条例(昭和三十五年内灘町条例第十九号)の全部を改正する。

第一条 地方青少年問題協議会法(昭和二十八年法律第八十三号。以下「法」という。)第一条の規定により、内灘町青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

第二条 協議会の所掌事務及び具申については、法第二条に規定するところによる。

第三条 協議会は、委員二十五人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- 一 内灘町議会が指名する内灘町議会議員 一人
- 二 関係行政機関の長及び職員 四人以内
- 三 学識経験者 二十人以内

2 委員の任期は二年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第四条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は法第三条第二項の規定に基づき、町長をもってこれに充て、副会長は委員の互選によってこれに定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 協議会に専門事項を調査させるため、必要あるときは、専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、当該専門事項が終了したときは、退任するものとする。

第五条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年一二月一八日条例第五七号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

○内灘町青少年問題協議会事務局設置要綱

昭和三十六年一月五日

改正 昭和四一年一二月二三日

(設置)

第一条 管下青少年の保護育成対策に関する事務について、関係各種団体の円滑な連絡及び事務処理の迅速を図るため、内灘町青少年問題協議会事務局(以下「事務局」という。)を内灘町教育委員会に置く。

(所掌事項)

第二条 事務局は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- 一 事務局その他関係機関の策定した青少年対策の実施計画等の連絡調整に関すること。
- 二 県及び隣接地帯の青少年対策の推進についての連絡調整に関すること。
- 三 青少年問題に関する一般民の要望の連絡調査及び質疑等に関すること。

(組織)

第三条 事務局は、事務局長及び所要の書記をもつて組織する。

- 2 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。
- 3 事務局長は、主務課長の兼務とする。

(職務)

第四条 局長は、事務局を総括する。

- 2 書記は、課員をもつて当て、上司の命を受け、事務を処理する。

第五条 この要綱に定めるもののほか、事務の運営に関し必要な事項は、内灘町青少年問題協議会長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(昭和四一年一二月二三日)

この要綱は、告示の日から施行する。

○内灘町青少年問題協議会設置条例施行規則

昭和五十八年六月二十八日

規則第六号

内灘町青少年問題協議会規則(昭和三十六年規則第三号)の全部を改正する。

第一条 内灘町青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関しては、法令及び内灘町青少年問題協議会設置条例(昭和五十八年内灘町条例第十二号)に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

第二条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第三条 会長は、協議会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

一 会議の日時及び場所

二 出席委員の氏名

三 議件

四 議決した事項

五 その他必要な事項

第四条 協議会に幹事若干名を置き、町長が町の職員のうちから任命する。

2 幹事は、会務を処理する。

第五条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○内灘町少年補導センター規則

昭和六十年一月二十五日

教委規則第一号

改正 平成元年三月三〇日教委規則第三号

平成二〇年四月一日教委規則第四号

(名称・位置)

第一条 少年補導活動を総合的に推進し、少年の非行を防止するとともに、その健全な育成をはかるため、内灘町少年補導センター(以下「補導センター」という。)を設置し、事務局は内灘町教育委員会事務局内に置く。

(業務)

第二条 補導センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 少年の補導及び相談に関すること。
- 二 少年の補導に関する調査、研究及び資料収集に関すること。
- 三 関係機関、関係団体等の連絡調整に関すること。
- 四 その他少年補導について必要と認める事項。

(所長)

第三条 補導センターに所長を置く。

- 2 所長は、内灘町教育長が兼務し、補導センターの業務を総括する。

(補導員)

第四条 補導センターに三十七人以内の少年補導員(以下「補導員」という。)を置く。

- 2 補導員は非常勤とし、少年補導に関係ある機関及び団体から推せんされたものを教育委員会が委嘱する。
- 3 補導員の任期は二年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 第二項に定めるほか、補導センターに常勤少年補導員(以下「常勤補導員」という。)を置くことができる。
- 5 常勤補導員の任期は一年とし、教育委員会が委嘱し、再任を妨げないものとする。

(補導員の業務)

第五条 常勤補導員及び補導員は常に協力し、情報の交換につとめるとともに、業務計画に基づいて補導を必要と認められる少年の早期発見及び早期補導の業務(以下「補導業務」という。)に従事する。

- 2 補導業務に従事する際は、補導員証を携帯するものとする。
- 3 常勤補導員及び補導員は、補導に際して少年の特性を理解し、深い愛情をもって少年に接するとともに、基本的人権を尊重し、非行の真相を把握し、

健全な育成をはかるほか、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(運営)

第六条 補導センターの円滑な運営をはかるため、内灘町青少年問題協議会等、関係機関と連携を密にし、必要に応じ当該機関の意見を求めることができる。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

1 この規則は、昭和六十年一月一日から施行する。

2 内灘町少年補導委員会規則(昭和五十三年内灘町教育委員会規則第一号)は、廃止する。

附 則(平成元年三月三〇日教委規則第三号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用する。

附 則(平成二〇年四月一日教委規則第四号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

① 事務事業評価シート

No.町13

計画 PLAN	担当部課名		町民生活課		担当課長名		松岡裕司		
	事務事業名		3-2-1-4 ひとり親家庭等児童奨学金支給事業						
	総合計画	章	1:みんなが安心して暮らせるまちづくり						
		節	1:社会福祉の充実						
		施策	3:児童福祉						
	事業期間		平成 8年～(17年目)						
	根拠法令等		内灘町ひとり親家庭等児童奨学金支給条例						
	事業の概要		対象	母子家庭や父子家庭・父母のない児童(学齢前～高校生)					
			目的	ひとり親家庭で、児童を養育している者に奨学金を支給し、児童の健やかな育成と福祉の増進を図る。					
	手段 どのような方法で		手段①	窓口やホームページで制度の周知をして					
手段②			申請書を受付して						
手段③			就学前と小学生は月額2,000円、中学・高校生は月額2,500円支給している						
手段④									
手段⑤									
意図 対象をどのようにしたいか		母子家庭や父子家庭・父母のない児童の生活の安定を図り、子どもの健全な育成を図る。							
取組内容		年度	取組内容と改善点等						
		実績	平成23	母子家庭317件・父子家庭37件ひとり親に支給した。					
			平成24	母子家庭313件・父子家庭37件ひとり親に支給した。					
		計画	平成24	子ども手当の支給など国の子育て支援策を見据えて、制度を見直す。					
			平成25	ひとり親の自立を促す。さまざまな制度(県)を、対象者に勧める。					
これまでの改善点									
達成目標	指標名		指標の算式		平成24年度		平成25年度		
					目標値	実績値	目標値		
	指標①	支給延件数				6,228件			
	指標②	支給額				14,092,000円			
	指標③	(学齢前～小学生)	2,000円×2,956人=5,912,000円						
	指標④	(中学生～高校生)	2,500円×3,272人=8,180,000円						
指標⑤									
実施 DO			平成23年度		平成24年度		平成24年度 決算内訳		
	当初予算額		13,530,000		13,937,000		扶助費 14,092,000		
	補正等額		621,000		170,000				
	決算額		14,151,000		14,092,000				
	財源内訳	国庫補助金							
		県支出金							
		地方債							
		その他特定財源							
		一般財源		14,151,000		14,107,000			
	正規職員人件費		0.2人	1,480,000	0.2人	1,480,000			
	嘱託職員人件費		0.1人	260,000	0.1人	260,000			
臨時職員人件費		人		人					
事業費決算額合計(人件費込み)		15,891,000		15,847,000					
参考		平成25年度 当初予算額		14,111,000					

視点		評価項目	左欄に掲げる評価の視点から、各評価項目で評点を付した理由、どのような問題点を読み取ることができるか
評価 CHECK	事業の 妥当性	自治体関与の妥当性	町が実施する理由、他の公共団体、地域の団体等との役割分担は妥当か。
		3妥当である	他の自治体には無い内灘町独自の施策であり、子育て支援の推進は、町として妥当である
		目的の妥当性	当該事業に対する住民ニーズ、総合計画の上位施策を考慮して、目的は妥当なものか。
		3妥当である	総合計画の重点プロジェクトである、子育て支援プロジェクトの事務であり妥当
		対象(受給者)の妥当性	対象となっている人(モノ)にズレはないか。対象とする範囲は間違っていないか。
		2検討の余地あり	対象者の所得要件及び他の扶助制度の助成との2重交付等による支給要件の検討の余地あり
	事業の 有効性	目標(改善)達成度	成果指標の単年度目標値は達成できたか。成果指標の長期的な目標値は達成できるか。
		2目標どおり	対象者の把握に努め、対象者のほとんどもに支給することができた
		類似事業の存在	他部局で同種・同類の事業が存在するか。ある場合は事業名を記入する。
		3存在しない	奨学金としては、町民生活課固有事務である。ただし、国庫補助事業として、児童扶養手当や要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度と扶助制度がある。
上位施策への貢献度		事業の成果は上位施策の目的達成に貢献しているか。	
3高い	総合計画の重点プロジェクトである、子育て支援プロジェクトの一事務であり貢献している。		
事業の 効率性	コスト効率	単位当たりコストの減少や実施手段の適正化、電子化、人員の見直しにより、コスト効率は高いか。	
	2普通	申請に基づき口座に振込事務であり、コスト効率は普通	
	実施主体の適正化	民間委託、指定管理者の導入は可能か。	
	3適正である	福祉政策であり、実施主体は町で妥当	
	負担割合の適正化	コスト全体に占める自治体の負担(補助)割合は適正か。	
2改善の余地あり	全額町負担なので、対象者の所得要件等も検討する必要がある		
評価	1次評価	内灘町独自のひとり親支援施策であり、ひとり親の経済的支援をしてきたことは、児童の健全育成と福祉の向上に貢献した。しかし乳幼児期から学童期には乳幼児医療費助成や、小学校、中学校の要保護・準要保護の経済的支援はあるが、高校生には、通学など保護者の費用負担が多くなるこの時期の支援がないことから、今後、奨学金の給付内容・対象者について検討する余地がある。	
	B		
改善 ACTION	改善する内容	事務事業のどの部分について、どこが主体となって、どのような取り組みで改善を実施するのか。	
	改善の効果	ひとり親家庭の経済的支援が実用性のあるものになる	
	改善の阻害要因等	改善を実施する上での追加的に必要となる予算や人員、阻害要因はあるか。	
	対象者の見直し	対象者の見直しには、町民の理解が必要。	
総合 評価	2次評価	次年度優先度	支給範囲等を検討する必要がある。
	B	△	
外部 評価	評点		

町 1 3 外部評価委員会追加質問

①近隣他市町の状況について

②条例の提出

○内灘町ひとり親家庭等児童奨学金支給条例

平成八年三月二十一日

条例第八号

内灘町父子家庭及び母子家庭等遺児奨学金支給条例(昭和五十四年内灘町条例第二号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、ひとり親家庭等で児童を扶養している者に対し、ひとり親家庭等児童奨学金(以下「奨学金」という。)を支給することにより、児童を激励し、そのすこやかな育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「児童」とは、内灘町に住所を有し、十八歳に達する最初の三月三十一日まで児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条に基づく保育所の入所の措置をされている者及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく就学期間中の者(ただし、高等学校の通信制及び定時制の課程に就学している者のうち就職している者を除く。)で、生計を一にする父若しくは母又は父母を失った者をいう。

(支給対象者)

第三条 奨学金は、児童の親権者、後見人その他の者で当該児童を現に監護している者に支給する。

(奨学金の停止)

第四条 前条の規定にかかわらず児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童に係る奨学金は支給しない。

- 一 他の市町村に転出したとき。
- 二 養子縁組をしたとき。(ただし、養親に配偶者がいない場合は除く。)
- 三 死亡したとき。
- 四 父又は母が婚姻(事実婚を含む。)をし、それらの者に扶養されているとき。
- 五 常用労働者として就職したとき。

(支給額)

第五条 奨学金は、児童一人につき、一月を単位として支給するものとし、その額は次のとおりとする。

学齢前児童	二、〇〇〇円
小学生	二、〇〇〇円
中学生	二、五〇〇円
高校生	二、五〇〇円

(支給時期)

第六条 奨学金は、四月、七月、十月及び一月の四期に分けて支給する。

(認定申請等)

第七条 奨学金を受けようとするものは、町長に対し、申請書を提出しなければならない。

2 奨学金の支給は、前項の規定による申請があった月の翌月から奨学金の支給すべき理由が消滅した日の属する月までとする。

(奨学金の返還)

第八条 町長は、受給者が偽りその他不正の手段により、奨学金の支給を受けたときは、すでに支給した金額の全部又は一部を返還させ、奨学金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支給の停止)

第九条 奨学金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 前項の規定に違反したときは、町長は奨学金の支給を停止するものとする。

(委任)

第十条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

○内灘町ひとり親家庭等児童奨学金支給条例施行規則

平成八年三月二十一日

規則第六号

内灘町父子家庭及び母子家庭等遺児奨学金条例施行規則(昭和五十四年内灘町規則第二号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、内灘町ひとり親家庭等児童奨学金支給条例(平成八年内灘町条例第八号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第二条 条例第七条の規定による申請は、様式第一号によるひとり親家庭等児童奨学金受給申請書によるものとする。

2 前項の申請書を提出するときは、戸籍謄本等を添付するものとする。ただし、本町に本籍を有する者は、この限りでない。

(決定の通知)

第三条 町長は、前条の申請書を受理したときはその内容を審査し、当該申請にかかる支給の額を決定し、様式第二号により申請者に通知するものとする。

(現況の届出)

第四条 受給者は、毎年四月一日から同月三十日までの間に、その年の四月一日現在で様式第一号による現況届を町長に提出するものとする。

(氏名、住所変更の届出)

第五条 受給者は、自己又は支給要件児童のうちに氏名を変更した者があるとき、若しくは町内において住所を変更したときは、様式第三号によりすみやかに町長に届出るものとする。

(受給事由の変更申請)

第六条 受給者は、条例第四条各号の規定に該当するに至ったときは、様式第四号によりすみやかに町長に届出るものとする。

(奨学金等の変更失権)

第七条 町長は、前条の届出書を受理したとき、又は届出がなくても同様であるとみなしたときは、様式第五号により受給者に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。